

第5次総合計画の各施策に対する外部評価の実施について

1. 概要

平成28年度からスタートした第5次総合計画基本計画では、河内長野市がめざす「将来都市像」の実現に向けて、38の施策（分野）毎に、主な取り組みの方向性等を定めています。

この38の施策が、今回の評価対象です。

2. 市の行政評価の体系

市では、38の施策に対する「施策評価」と、施策推進の具体的な手段である事業に対する「事業評価」を実施しています。

	評価対象
施策評価	第5次総合計画基本計画の38施策
事業評価	施策目標を達成するために実施する主要な事業

3. 外部評価の実施について

市で行った行政評価（内部評価）の妥当性を、専門的な見地や市民の目線から検証することで、客観性を確保するとともに、第5次総合計画を効果的・効率的に推進し、めざす将来都市像の実現を図ります。

4. 重点施策とその他の施策

行財政評価委員会の会議の場で、38施策全てを評価していただくことはできません。そこで、会議当日は重点施策として選定した3施策を評価対象とし、他の35施策については、書面で委員の皆様のご意見をいただきたいと考えています。

重点施策（3施策）	行財政評価委員会の会議で評価
その他の施策（35施策）	書面での評価

（1）重点施策の選定

第5次総合計画後期基本計画に向け、平成29年度～令和5年度にかけて、「総務」、「福祉・教育」、「都市・環境・経済」の各分野から順に重点施策を選定しました。なお、令和2年度、3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により書面会議となったため、重点施策の選定は行っていません。

実施年度	総合計画の全38施策		
	総務	福祉・教育	都市・環境・経済
平成29年度	重点施策を選定		
平成30年度		重点施策を選定	
令和元年度			重点施策を選定
令和2年度	書面会議のため、重点施策を選定せず。		
令和3年度			
令和4年度	重点施策を選定		
令和5年度		重点施策を選定	

(2) 令和6年度重点施策

令和6年度は、「都市・環境・経済」分野の中から、以下の3施策を重点施策に選定し、会議で評価いただきます。また、論点を明確にするため、評価対象施策を推進する事業のうち、重点的・戦略的に取り組んでいる事業を抜粋し、外部の目線から検証いただきたいと思います。

【令和6年度重点施策】

施策 No.	施策名称	施策の展開（主に評価対象とする取り組み）
No. 23	快適な生活環境の確保	・ 公害防止対策等の推進 ・ 適切なし尿処理の推進 ・ 不法投棄の発生防止 ・ 斎場の適正な維持管理
No. 29	公共交通の充実	・ 公共交通によるネットワーク化の推進 ・ 公共交通サービスの充実
No. 31	商工業の振興	・ 商工業事業者に対する支援 ・ 魅力ある商業活動の推進 ・ 事業者の参入・育成につながる仕組みづくり

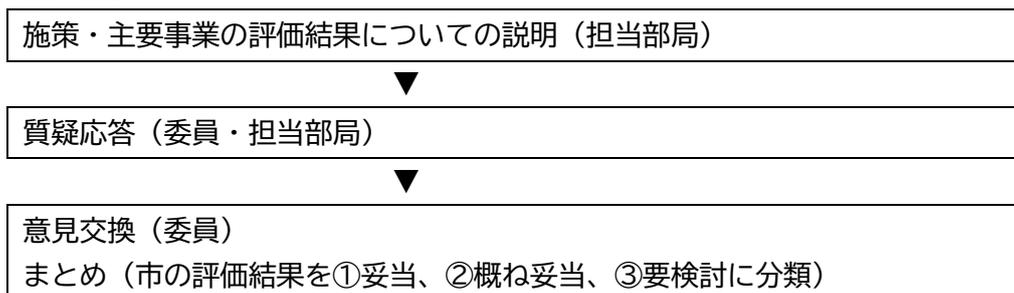
5. 重点施策の評価（行財政評価委員会の会議で評価）

(1) 評価用資料

重点施策評価資料（施策 No. 23、29、31）

- ・ 総合計画後期基本計画
- ・ 令和5年度行政評価結果「施策評価シート」
- ・ 決算成果報告書（主に評価対象とする取り組みを抜粋）

(2) 評価の流れ



(3) 評価方法

①住みよさ指標、10年後のめざす姿に対する達成度の確認

施策階層での市の大きな方向性を確認するステップです。「施策評価シート」の記載内容のうち、下記の点についてご確認ください。

- ▶ 「住みよさ指標の状況」、「令和5年度の成果」欄の内容をもとに、市の現状分析が妥当であるか、現在の取り組み内容が施策の方向性と合致しているか等をご確認ください。
- ▶ 「今後の方向性」欄の内容をもとに、施策実現のため他に考慮すべき課題はないか、今後の市の方向性が妥当であるかを検証してください。

②施策の展開及び事業の実施内容の妥当性の確認

施策の展開及び具体的な事業の実施内容を検証するステップです。「参考指標の推移」、「施策の展開（主な取り組み）」の記載内容や決算成果報告書の内容をもとに、下記の点についてご確認ください。

- ▶ 住みよさ指標を補完する指標や、住みよさ指標の達成に向けた中間目標となる指標、各構成事業の成果を示す指標等を「参考指標」として設定しています。施策を効果的・効率的に進めるため、施策・事業の状況を正しく測定できる「指標」が設定されているかをご確認ください。
- ▶ 「施策の展開（主な取り組み）」欄や決算成果報告書の内容をもとに、施策を推進するために取り組んでいる事業が、施策の目的達成につながるものであるか、実施手法は妥当であるか等、ご確認ください。

③まとめ

①、②の議論を踏まえ、各施策を「妥当」、「概ね妥当」、「要検討」のいずれかに分類してください。

6. その他施策の評価（書面での評価）

（1）評価用資料

令和5年度行政評価結果冊子

※会議当日は「その他施策」についての意見交換はいたしません。公表方法については、委員長（事務局）にご一任をお願いします。

（2）評価方法

市内部での評価結果（35 施策）について、下記のとおり、別紙「その他施策の評価シート」へご記入ください。

①「評価区分」欄

重点施策の評価の例を参考に、「妥当」、「概ね妥当」、「要検討」のいずれかに「」を付けてください。

②意見・コメント欄

「概ね妥当」、「要検討」の場合は、次年度以降の評価で留意すべき事項、事業目標見直しの提案、指標見直しの提案など、市内部での評価結果に対する意見等をご記入ください。

また、「妥当」の場合も、ご意見があれば記入をお願いします。

その他施策（35 施策）について評価いただき、「その他施策の評価シート」を12月2日（月）までに事務局までご返送ください。